

青森市屋外広告物条例（抜粋）

（禁止地域等）

第四条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区及び緑地保全地区（市長が指定する区域を除く。）
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同法第九十九条第一項若しくは第二項の規定により指定され、又は同法第一百条第一項の規定により仮指定された区域
- 三 青森県文化財保護条例（昭和五十年青森県条例第四十六号）第四条第一項又は第三十条第一項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同条例第三十八条第一項の規定により指定された区域
- 四 青森市文化財保護条例（平成十七年青森市条例第百十三号）第四条第一項又は第二十九条第一項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同条例第三十六条第一項の規定により指定された区域
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある区域（市長が指定する区域を除く。）
- 六 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（市長が指定する区域を除く。）
- 七 青森県自然環境保全条例（昭和四十八年青森県条例第三十一号）第三章から第五章までの規定により指定された県自然環境保全地域、県開発規制地域及び県緑地保全地域（市長が指定する区域を除く。）
- 八 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二章の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域（市長が指定する区域を除く。）
- 九 青森県立自然公園条例（昭和三十六年青森県条例第五十八号）第二章の規定により指定された県立自然公園の区域（市長が指定する区域を除く。）

- 十 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の市長が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の市長が指定する区間
- 十一 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- 十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域
- 十三 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- 十四 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- 十五 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共施設及びこれらの敷地
- 十六 緑地、古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域
- 十七 社寺、教会、火葬場の建造物及びこれらの境域で、市長が指定する区域
（平成一八条例六一・一部改正）

（禁止物件）

第五条 次に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 一 橋りょう、トンネル、高架構造物並びに道路の分離帯及び擁壁
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく及び駒止
- 四 電柱、街灯柱その他これらに類するもので、市長が指定するもの
- 五 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 六 郵便ポスト及び電話ボックス
- 七 路上変電塔、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 八 煙突並びにガスタンク、水道タンク及び石油タンク
- 九 銅像、神仏像及び記念碑
- 十 文化財保護法第百九条第一項若しくは第二項若しくは青森県文化財保護条例第三十八条第一項若しくは青森市文化財保護条例第三十六条第一項の規定により指定され、又は同法第百十条第一項の規定により仮指定された樹木、岩、塚等の物件
- 十一 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めて指定する物件

（平成一八条例六一・一部改正）

(指定等の告示)

第六条 前二条の規定による指定並びにこれの解除及び変更は、告示により行わなければならない。

(平成一八条例八一・旧第七条繰上・一部改正)

(諮問)

第十六条 市長は、次に掲げる場合においては、青森市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第四条及び第五条の規定による指定をし、若しくはこれを解除し、若しくは変更し、又は第七条に定める許可を要する地域を変更しようとするとき。
- 二 第八条第二項第一号及び第二号、第三項各号並びに第四項並びに第十二条に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(平成一八条例八一・一部改正)